

宮城県内被災自治体視察事業実施業務企画提案募集要領

第1 趣旨

この要領は、宮城県内被災自治体視察事業実施業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により、優れた企画・調整能力を有し最も適切と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 募集事項

1 案件名

宮城県内被災自治体視察事業実施業務（以下「業務」という。）

2 事業概要

別添1「宮城県内被災自治体視察事業概要」のとおり。

3 業務内容

別添1「宮城県内被災自治体視察事業概要」の事業の実施に当たり、次の（1）から（9）の業務を行う。詳細は別添2「宮城県内被災自治体視察事業実施業務内容詳細」を参照のこと。

- (1) 参加申込みの取りまとめ
- (2) 視察行程等の案内作成
- (3) 宿泊ホテルの手配
- (4) 県内移動バスの手配
- (5) 昼食会場の確保及び昼食の手配
- (6) 面談及び報告会会場の確保
- (7) 夕食会場（懇親会会場）の確保及び夕食の手配
- (8) 語り部の手配等、人的支援につながる企画
- (9) 参加者へのアンケート及び分析

4 委託期間

委託契約締結の日から平成30年9月21日まで

5 委託業務の履行場所

宮城県内

第3 応募資格

1 応募に必要な資格

- (1) 宮城県に活動拠点（本店または営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (2) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業（第一種旅行業務又は第二種旅行業務に限る。）の登録を受け、1年以上引き続き業として旅行業の業務を営んでいること。
- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

2 複数事業者による共同提案

上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第4 参加表明

1 提出書類

企画提案書等を提出しようとする事業者は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。

2 提出期限

平成30年5月30日（水）正午まで

3 提出方法

参加表明書提出の際は、次の提出先の担当者に連絡の上持参し、業務内容詳細について担当者から説明を受けること。

※ 受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時までとする。

4 提出先

宮城県総務部市町村課行政第二班（担当：戸刺，菅野）

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1（宮城県行政庁舎3階）

電話番号 022-211-2334

5 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

第5 スケジュール

企画提案募集開始	平成30年 5月16日（水）
参加表明書の提出期限	平成30年 5月30日（水）正午
企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成30年 5月30日（水）正午
企画提案書作成等に関する質問への回答期限	平成30年 6月 1日（金）
企画提案書等の提出締切日	平成30年 6月15日（金）正午
企画提案書のプレゼンテーション審査	平成30年 6月20日（水）
審査結果の通知（予定）	平成30年 6月21日（木）
委託業務内容の調整、委託仕様書の協議（予定）	平成30年 6月下旬
委託料見積合わせ（予定）	平成30年 6月下旬
契約締結（予定）	平成30年 6月下旬
宮城県内被災自治体視察事業の実施	平成30年 8月29日（水）（前泊）～ 平成30年 8月31日（金）

第6 応募手続き

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成30年5月30日(水)正午まで(必着)

(2) 提出方法

- ① 質問書(様式第2号)を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 質問の送付先は、次のとおりとする。

電子メールアドレス:jinkan@pref.miyagi.lg.jp(宮城県総務部市町村課行政第二班)

※電話や口頭での質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年6月1日(金)までに、参加表明書の提出のあった事業者に電子メールで回答する。

なお、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案提出書(様式第3号) 1部
- ② 企画に関する提案書(1社1案とする) 7部
- ③ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第4号)
- ④ 第2の3の業務内容の(1)から(4)の区分ごとに積算した参考見積書 7部
- ⑤ 旅行業法に基づく旅行業(第一種旅行業務又は第二種旅行業務に限る。)の登録を受けていることを証する書類の写し 1部

※ 資料はすべてA4サイズまたはA3サイズとする。ただし、A3サイズを使用する場合はA4サイズに折って綴ること(混合も可)。

(2) 提出方法

- ① 提出先 宮城県総務部市町村課行政第二班(宮城県行政庁舎3階)
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
- ② 提出期限 平成30年6月15日(金)正午(必着)
- ③ 提出方法 持参または郵送とする。

第7 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

宮城県総務部市町村課に設置する宮城県内被災自治体視察事業実施業務プロポーザル方式等選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出された資料及びプレゼンテーションに対する審査結果をもとに、最も優れた企画提案を行った1者を業務委託候補者(以下「候補者」という。)として選定する。なお、最高点の提案者が複数いる場合は、委員長が候補者を選定する。

また、企画提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを実施し、選定委員会で協議の上、候補者として選定するか否かを決定する。

候補者の選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。

2 プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション実施日

平成30年6月20日（水） ※時間は別途連絡する。

(2) プレゼンテーション実施会場

宮城県行政庁舎（仙台市青葉区本町3-8-1）10階 1002会議室

(3) プレゼンテーション実施方法

- ①説明時間は20分とし、その後5分程度の質疑応答を行う。
- ②プレゼンテーションへの出席者は2名以内とする。
- ③プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書及び参考見積書を用いて行うこととする。
- ④プロジェクト等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。この場合、プロジェクト及びスクリーンは発注者側で用意するので、それ以外のパソコン等必要な機材は企画提案者が用意すること。

(4) 審査結果の通知

平成30年6月21日（木）に、企画提案書を提出しプレゼンテーションに出席した者全員に審査結果を通知する。

第8 評価基準・配点

企画提案に対する審査項目、審査内容及び配点（合計100点）は次のとおりとする。

1 審査項目

- ① 業務実施の方向性及び全体計画
- ② 参加申込みの取りまとめ・アンケート分析方法
- ③ 視察行程等の案内の内容
- ④ 宿泊ホテルの内容
- ⑤ 移動用バスの仕様
- ⑥ 昼食及び夕食会（懇親会）の内容
- ⑦ 人的支援に関する独自提案
- ⑧ 費用対効果
- ⑨ その他

2 審査内容及び配点

- ① 業務実施の方向性及び全体計画について【配点：10点】
 - イ 本業務の目的を理解し、仕様書の必要項目を満たした提案がなされているか。
 - ロ 業務実施の体制、方向性、スケジュール経費配分及び業務の効率性は適切か。
- ② 参加者申込みの取りまとめ・アンケート分析方法について【配点：10点】
 - イ 手段や方法は適切かつ効率的か。
 - ロ 視察参加者が容易に申し込みできる方法か。
 - ハ 管理について工夫されているか。
 - ニ アンケート及び結果の分析を確実に遂行できる能力を有しているか。
- ③ 視察行程等の案内の内容について【配点：10点】
 - イ 視察参加者が視察行程を理解しやすいものになっているか。
 - ロ 事業効果が期待できる内容になっているか。

- ハ デザイン及び内容が工夫されているか。
- ④ 宿泊ホテルの内容について【配点：10点】
 - イ 客室の広さや設備内容等が、視察参加者を宿泊させるのに相応しいものとなっているか。
 - ロ 入浴施設の利用時間等が、視察参加者が利用しやすいものとなっているか。
 - ハ 朝食の内容が、利用者の多様な嗜好に対応できるものとなっているか。
- ⑤ 移動用バスの仕様について【配点：10点】
 - ・ 使用するバスの仕様が、移動中、視察参加者がより快適に過ごせるものとなっているか。
- ⑥ 昼食及び夕食会（懇親会）の内容について【配点：10点】
 - イ 全国から来県する視察参加者に、本県の食材や食文化等をアピールする内容となっているか。
 - ロ 移動行程に適合した会場を選定しているか。
 - ハ 夕食会会場から宿泊ホテルまでの移動が容易であるか。
 - ニ 会場の広さ・間取り等が、夕食会を実施しやすいものとなっているか。
 - ホ 他の会場利用者等の迷惑にならないよう、適切な配慮がなされているか。
- ⑦ 人的支援に関する独自提案について【配点：20点】
 - イ 視察参加者に人的支援の必要性を理解してもらい、職員派遣につながるが見込まれる提案がなされているか。
 - ロ 創意工夫に基づき新たに独自に企画した提案になっているか。
 - ハ 手段や方法は適切か、実効性の高い内容となっているか。
- ⑧ 費用対効果について【配点：10点】
 - ・ より少ない費用で、より充実した内容となっているか。
- ⑨ その他について【配点：10点】
 - ・ 上記の項目以外で、事業の充実に資する内容が提案されれば、加点する。

第9 業務委託の予算額

4, 231, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

（注意）実際の委託契約に当たっては、委託候補者の選定後、委託候補者と県が業務内容及び仕様書について協議の上、見積合わせを行って決定する。

第10 失格事由等

1 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、または文意が不明である場合。
- (2) 本実施要領に従っていない場合
- (3) 第7に示すプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 本実施要領に基づく公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 企画提案書の取り下げ

- (1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

第11 その他

1 契約に関する条件等

本要領に基づくプロポーザル方式により選定された候補者と業務委託契約を行うに当たっては次の事項を条件とする。

(1) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (2) 原則として、企画提案書の提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、すべて県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (6) 本要領に基づく業務委託候補者の選定は、本業務の委託契約に当たり、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、業務内容及び仕様書について、委託候補者と県が協議の上、決定する。また、業務委託契約後も具体的な業務内容や事業の進め方については、逐次県と受託業者が協議しながら決定することとする。
- (7) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合またはすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめることがある。
- (8) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。